資料 4

(案)

「茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準条例等の一部改正の考え方(素案)」についての パブリックコメント実施結果

ーご協力ありがとうございました。一

1 募集期間 平成28年8月1日(月)~ 平成28年8月31日(水)

2 意見の件数 14件

3 意見提出者数 4人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	4人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件 数
1	条例全体に関する意見	2件
2	独自基準に関する意見	3件
3	パブリックコメントに関する意見	5件
4	高齢者福祉全般に関する意見	2件
5	その他意見	2件
	合計	14件

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市保健福祉部高齢福祉介護課支援給付担当 0467-82-1111 (代表) 内線 2126

e-mail:koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■条例全体に関する意見(2件)

(意見1)

「地域密着型サービスの事業の人員・設備・運営条例」の①地域密着型通所介護②認知症対応型通所介護③介護予防認知症対応型通所介護を見直す事は必要だと思います。

(意見2)

現在定められている運用の管理をより良くするための見直しについては全面的に賛成する処です。また、これらを利用していない方々また今後必要と思われる方々についてもいつ必要になるか見極めて運用してほしいと考えております。

(市の考え方)

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域でいつまでも 生活ができるよう創設されたサービスとして、市が事業者を指定し、指導・監督を行っ ております。今回の条例改正により、今後、地域密着型通所介護事業者は本市の条例に 基づいて運営を行うことになります。地域密着型サービス事業者の運営が市民の皆さま によりよいものとなるよう、条例の適切な運用に努めてまいります。

■独自基準に関する意見(3件)

(意見3)

「地域密着型サービス」については現在地域密着型サービスの事業所は小規模施設であり、職員の数も少なく、運営に当たっては地域密着型サービスの事業者は地域と連携を高め非常災害訓練においては地域住民の協力を得られる様にし、地域住民と協力・助け合いを行って利用者の安心・安全を確保しなければならないと思います。

(意見4)

当市独自基準の概要考え方を見ますと独自要件と言うより、全国共通案件であり、法そのものに加条できなかった事情はどこにあるのでしょうか。

(意見5)

地域の実情に応じて、、、条例制定とありますが、これまで行政が把握している地域 の実情や課題をもっと提示できないものでしょうか。

(市の考え方)

今回の条例改正にあたりましては、『非常災害対策における地域との連携』、『記録の整備』について、省令に規定のない本市独自基準を定めることといたしました。

『非常災害対策における地域との連携』につきましては、本市において「市民と行政

等が一体となった防災体制の確立」を市の防災ビジョンに掲げて様々な取り組みを進めており、地域の防災意識も高く、各地区・各自主防災組織単位での防災訓練等も自主的に行われております。

また、介護サービス事業所につきましても、連絡会等の組織の中で防災への取り組みを進めており、地域との連携を望む声が強くあがっております。既存の地域密着型サービス事業所につきましては、本市独自基準の規定に基づき、地域と連携した防災訓練等を実施しており、事業所の開催する運営推進会議では地域の方との災害時の体制について活発な意見交換も行われております。

こうした地域の実情を踏まえ、新たに条例に位置づけすることとなった地域密着型通 所介護サービス等につきましても、本市独自基準として「事業者が定期的に行うことと されている避難、救出、その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得ら れるよう連携に努めなければならない」規定や、「事業者は地域において避難、防災等 の訓練が実施される際は、参加に努めなければならない」の旨を規定することとしたも のです。

地域密着型サービス事業所は小規模な施設であり、職員の数も少なく、非常災害の際には地域との連携が重要となります。ご意見いただきましたとおり、日ごろからの地域との災害に備えた連携体制の構築を図り、利用者の安心・安全の確保を目指してまいります。

『記録の整備』につきましては、事業者が不適正な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなります。省令では、地域密着型サービスの提供に関する記録の保存期間は2年間と規定されておりますが、介護給付費の返還請求権は地方自治法の規定により5年間と定められております。そのため、本市では地方自治法の規定に則り、地域密着型サービスの事業者に対しサービスの提供に関する記録の5年間の保存を義務付け、不適正な介護給付費の支給があった場合には、5年間さかのぼって確認することができるようにいたします。

これらのことから、本市においては当該規定が必要と考え、市内で地域密着型サービスを運営する事業者が必ず遵守しなければならない条例に明記することといたします。

■パブリックコメントに関する意見(5件)

(意見6)

条文(法・条例)(改正前後文案)等の資料は添付できなかったのでしょうか。

(意見7)

わかりやすい新旧対象表は添付できなかったでしょうか。

(市の考え方)

地域密着型通所介護に係る事業は、現在、省令に定める基準に従い適切な運営がなされていることから、基本的に省令で定める基準どおりの条例を制定することといたします。また、省令と異なる本市独自基準につきましては、素案の「3 茅ヶ崎市独自基準の概要」にお示ししているところです。省令原文については、パブリックコメントの結

果公表と併せて本市ホームページに掲載いたします。今後、市民の皆さまに、よりわかりやすい資料を作成できるよう努めてまいります。

(意見8)

当パブコメの説明会実施しないのですか。当市議会では、当市より実施する回答があったと思います。また実施したパブコメもあったと思います。

(意見9)

地域の実情に応じてと言うならアンケート調査等を実施しその情報を提示後パブコメ 実施したらどうでしょうか。

(意見10)

パブコメ資料等について概略版 (コンパクトにしたもの) 作成する旨の回答 (説明) が市よりあったと聞きます。H28.4 前回実施のパブコメも実施途中から作成し配布した と聞きます。しかしその資料も十分周知されずに実施されたような気がします。

(市の考え方)

アンケート調査の実施や説明会の開催は行っておりませんが、当パブリックコメントは広く市民の皆さまへ本市の考え方をお示しし、ご意見を伺った上、条例案を作成することとしたため、「改正の考え方」の段階で実施したものです。今回の「改正の考え方」につきましては、審議会や議会に諮るとともに、市内事業者へ周知を図ってきたところですが、条例施行後、引き続き周知を進めてまいります。今後におきましても市民の皆さまによりよいサービスの提供ができるよう努めてまいります。

■高齢者福祉全般に関する意見(2件)

(意見11)

「地域密着型サービス」については高齢者の医療・介護が重要になって来ると思います。現在核家族化により介護する家族が少なくなり高齢者の1人暮らしが多くなっております。そのため高齢者の医療・介護を行うのは行政によるカバーが必要になっております。しかし現在介護施設もまだ充分ではなく高齢者の6割の人が「最期の時を自宅で迎えたい」と望んでいるため高齢者の「在宅医療・介護」が重要になって来ると思います。高齢者の「在宅医療・介護」を行うには地域の医療・介護施設の協力・助け合いが必要でしょう。又「主治医制度」を設けて高齢者の日常の健康管理を主治医が行い、高齢者の介護が必要になった時地域の介護施設が主治医と連携・協力して地域による「在宅医療・介護」を行うことが重要だと思います。そのためには事業者による医療・介護サービスのみではなく地域の人達の協力・助け合いも重要になってくると思います。特に高齢者の1人暮らしや認知症の人と障害者の人にとっては地域の人達の協力・助け合いが必要だと思います。

(意見12)

これから高齢化が進み高齢者の医療介護が重要になるためこの「地域密着型サービス」と「在宅医療・介護」を共に地域の医療・介護の関係者や地域密着型サービスの事業者と行政と地域住民が協力・助け合ってこの高齢者の医療・介護問題を乗り越えて行かなくてはならないと思います。

(市の考え方)

ご意見のとおり、高齢化においては、医療・介護が不可欠となっております。本市では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる、平成37年を見据えて、第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組み(地域包括ケアシステム)の構築を目指しております。これを実現するため、地域密着型サービスの整備目標を定め、整備を進めてまいります。

■その他意見(2件)